## ◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁 事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式(平成8年3月新潟県企業局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

平成27年5月12日

新潟県企業管理者 早福 弘

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号)第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定(昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号)は、平成8年3月31日限り廃止する。

TF.

様式番号	名	称	規定条文
(略)	(昭	子)	(略)
第35号様式	支出命令者印		第6条の2第
	鑑表		1項
(略)	(略)		(略)

(略)

第35号様式 (第6条の2関係)

支出命令者

支出命令者印鑑表

企業出納員 様

年 月 日

印影

職名 氏名		
		<u> </u>
	/ N. A. +/.	<b>ピロ目</b> /

	代決者	印影
職名		
氏名		

注 この表は、支出命令者ごとに作成すること。

新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号)第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定(昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号)は、平成8年3月31日限り廃止する。

TĒ.

改

様式番号	名	称	規定条文
(略)		(略)	(略)
第35号様式	<u>削除</u>		
(略)	(略)		(略)

(略)

第35号様式 削除